

(趣旨)

第1条 この要領は公益財団法人広島市スポーツ協会（以下「当協会」という。）が管理している広島広域公園有料公園施設の利用料金（ロッカーの利用料金を除く。）の減免について必要な事項を定める。

(減免の対象等)

第2条 利用料金を減免することができる場合及びその減免の額は次のとおりとする。

減免の対象	減免額
公の団体又は営利を目的としない団体が公益上の目的のために利用するとき。	全 額
社会福祉施設に入所している者が引率されて利用するとき。	全 額
広島市の主催する行事に参加する者が利用するとき。	全 額
原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者（以下「原爆障害者等」という。）が、当該原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳を提示して利用するとき。	全 額
65歳以上の者であることを確認できる公的証明書（健康保険証、運転免許証等）を提示して利用するとき。	小人料金の額を超える額
原爆障害者等の介添者として利用するとき。	全 額
65歳以上の者の介添者として利用するとき。	小人料金の額を超える額
原爆障害者等及びそれ以外の者が共同して利用するとき。	利用料の額に、原爆障害者等の人数を全体の人数で除して得た割合を乗じて得た額 $\text{減免額} = \text{利用料金} \times (\text{原爆障害者等の人数} / \text{全体の人数})$ ※1円未満の端数は切捨て。総額で1円未満になるときは1円 ただし、原爆障害者等及び小人が共同で利用する場合、減免額が小人料金の額を超える額を下回るときは、小人料金の額を超える額
65歳以上の者及びそれ以外の者が共同して利用するとき。	小人料金の額を超える額に、65歳以上の者の人数を全体の人数で除して得た割合を乗じた額 $\text{減免額} = (\text{大人料金} - \text{小人料金}) \times (\text{65歳以上の者の人数} / \text{全体の人数})$ ※1円未満の端数は切捨て。総額で1円未満になるときは1円 ただし、65歳以上の者及び小人が共同で利用するときは小人料金の額を超える額

<p>広島市が後援する行事として利用するとき。 ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>(1)広島市が当該行事に対して補助金を支出する場合 (2)入場者から入場料、観覧料その他これらに類する金銭を徴収する場合 (3)施設内に企業広告板等を設置する場合 (4)施設内において物品等を販売する場合 (5)大会等において特定の商号又は商標名その他これらに類するものを入れている場合 (6)アマチュアスポーツ以外の目的に使用する場合</p>	<p style="text-align: center;">半 額</p>
<p>その他当協会会長において減免が必要と認める場合（ただし、広島市長の承認を要する。）</p>	<p>相当と認める額（別紙のとおり）</p>

（減免の申請手続）

第3条 利用料金の減免を受けようとする者は、別に定める申請書を提出するものとする。ただし、原爆障害者等又は65歳以上の者であることを確認できる公的証明書を持参している者がこれを提示して利用する場合（その介添者を含む。）、その他当協会会長が定める場合にあつては、この限りでない。

（委任規程）

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、当協会会長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

別紙（第2条関係）

広島広域公園有料公園施設利用料金減免取扱要領第2条の「その他当協会会長において減免が必要と認める場合」

1 JOCパートナー都市協定に基づく減免

広島市と公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）が締結した「パートナー都市協定」に基づき、JOCの実施事業により使用する場合は、利用料金を2割減免する。

2 東日本大震災に伴い広島市に転入してきた方についての減免

平成23年3月11日の東日本大震災に伴い、広島市に転入された方について、下表のとおり減免する。なお、期間を平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

対 象	減 免 額
テニスコートの利用料金	全 額
テニスコートの照明設備の利用料金	
補助競技場の利用料金	

3 割引券を持参した者への減免

当協会の発行する広域公園行事予定表平成25年12月分に印刷された割引券を持参した者は、下表のとおり減免する。なお、期間を平成25年12月1日から平成25年12月28日とする。

対 象		減 免 額	
補助競技場	一般利用	大人	50円
		小人	30円